

## 第3次土岐市男女共同参画プラン策定支援業務委託仕様書

本仕様書は、土岐市が作成する「第3次土岐市男女共同参画プラン」の策定支援業務委託を受託する者（以下「事業者」という。）の業務について必要な事項を定めるものである。

### 1. 業務名

第3次土岐市男女共同参画プラン策定支援業務

### 2. 目的

土岐市では男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を發揮できる男女共同参画の実現に向け、「土岐市男女共同参画プラン」を策定し、各種の取り組みを進めてきた。平成26年3月には「第2次土岐市男女共同参画プラン」（以下「第2次プラン」という。）を策定、平成28年度、平成30年度には第2次プランの見直し、改定を行った。

令和5年度末で第2次プランの計画期間が終了することから、令和6年度から令和15年度までを計画期間とする「第3次土岐市男女共同参画プラン」（以下「次期プラン」という。）を策定するものである。なお、次期プラン策定に当たっては、第六次土岐市総合計画などの関連計画との整合性を持ったものとする。

### 3. 期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

### 4. 業務内容

令和4年度：アンケート等の調査業務、次期プラン骨子案・素案及び修正案の作成業務

令和5年度：パブリックコメントを反映させた次期プラン最終案の作成業務

<アンケート等の調査業務>

#### (1) 国・県の動向把握と基礎データの把握

男女共同参画プランに関する国・県の動向等を把握するとともに、近隣自治体の策定状況の把握や基礎データ等の収集とその整理を行う。

#### (2) アンケート調査の実施

市民（市が抽出した2,000人）及び市内事業主（市が抽出した200社程度）に対してアンケート調査を実施するに当たっての調査の実施、集計、分析及び報告書を作成する。

- ・調査票案の作成
- ・調査票の印刷、返信用封筒の作成
- ・調査票等の封入、宛名ラベル（市が作成）の貼付け、発送

- ・市で回収した回答済み調査票の回収、データ入力
- ・調査票の発送及び返信費用の負担
- ・調査結果の集計及び分析
- ・調査結果報告書の作成

#### <プラン策定業務>

##### (1) 第2次プランの施策に対する評価

第2次プランにおける施策・事業の実施状況について、調査シートの設計及び結果のとりまとめを行い、評価を行う。

また、アンケート調査の分析結果等も踏まえて土岐市の地域性や課題をとりまとめ、次期プランにおいて、重点的に取り組む事項等を検討する。

##### (2) 次期プラン骨子案・素案の作成

課題を踏まえた計画の推進方向、数値目標等を記載した骨子案を作成し、内容の協議を行う。

市から了解の得られた計画案に基づき、素案を作成する。

##### (3) 次期プラン修正案の作成

男女共同参画懇話会における素案の検討、審議及び決定を踏まえ素案の修正を行い、修正案を作成する。

##### (4) 次期プラン策定にかかる会議等の支援

土岐市男女共同参画懇話会に係る会議資料の作成、会議への出席・説明及び会議録の作成等を行うものとする。なお、懇話会は、3回程度開催を予定している。

必要に応じ、庁議及び市議会への説明資料を作成する。

##### (5) 市との打合せ等

業務を円滑にすすめるため、市担当職員と緊密な連絡体制を構築し、適宜打合せを行うこと。また、報告書を作成すること。

##### (6) パブリックコメントの実施支援

パブリックコメントを土岐市が実施するにあたり、関連資料等の作成支援、意見のとりまとめ及び次期プランへの反映に向けた検討を行う。

##### (7) デザイン・レイアウトを含めた次期プラン最終案の作成

次期プラン本編及び概要版について、文章等の校正を支援するとともに、読み手の読みやすさや見やすさに十分留意し、適宜図表やイラスト、写真等を用いたデザイン及びレイアウト

トを提案する。

#### (8) 成果品

以下に掲げるものを成果品として納品する。

①調査結果報告書（A4判、50ページ程度）

電子データ（Word及びPDFデータ）を収録したCD-R 1枚

②第3次土岐市男女共同参画プラン（A4判、80ページ程度）

電子データ（Word及びPDFデータ）を収録したCD-R 1枚

版下データを作成すること。

③第3次土岐市男女共同参画プラン概要版（A4判、8ページ程度）

電子データ（Word及びPDFデータ）を収録したCD-R 1枚

版下データを作成すること。

### 5. 注意事項

#### (1) 法令等の遵守

事業者は、業務を行うにあたり、関係法令を遵守すること。

#### (2) 業務の一括再委託の禁止

事業者は、委託業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、市と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。

#### (3) 個人情報の取り扱い

事業者が委託業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には「土岐市個人情報保護条例（平成14年土岐市条例第27号）」及び「土岐市個人情報保護条例施行規則（平成14年土岐市規則第34号）」を遵守し、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

#### (4) 秘密の保持

事業者は、業務上知り得た秘密を他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

#### (5) 知的財産権の取り扱い

事業者は、委託業務の実施のために必要な事業者が従前より有する知的財産権、あるいは第三者が有する知的財産権については、当該権利の利用にあたり支障のないよう書面により確認しなければならない。書面による確認がない場合に、以後何らかの問題が発生した場合は、事業者の責任により対処することとする。

(6) 成果品等の帰属

委託業務により作成された成果品及びその過程のデータの所有権は、市に帰属するものとし、事業者は市の承認を受けずにこれを公表、譲渡、貸与又は使用してはならない。

(7) 協議事項

本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じたときは、市と事業者が協議の上これを定める。

当該計画に係る事項について、今後新たな方針が国及び県から示されるなど状況が変化した場合には、市と事業者が協議の上、本業務内容を変更することができる。